平成２６年（フ）第３２号
札幌市西区西野１条２丁目６番20―402号
債務者　永野　敏仁
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３号
札幌市西区西野１条２丁目６番20―402号
債務者　永野真紀子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番２―206号
債務者　藤崎　國男
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５号
札幌市南区澄川１条３丁目３番13―405号
債務者　上沼　美保
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20―402号
債務者　河野　惠子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４号
北海道恵庭市福住町１丁目15番７
債務者　佐々木静香
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番21―203号
債務者　高橋　美雪
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
北海道石狩市花川東２条２丁目20番地１
債務者　宮下　幸代（旧姓三井・佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
群馬県高崎市下里見町1220番地８　グリーンハイツＢ101号
債務者　舩越　宣彦
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１号
千葉県東金市広瀬501番地８
債務者　敷島　昌美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
千葉県山武郡横芝光町尾垂ロ591番地16
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２８号
相模原市中央区小町通１―３―６ハイブレット相模原101、住民票上の住所川崎市多摩区菅馬場２丁目29番９号
債務者　小林　千枝
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９号
相模原市中央区陽光台３丁目４番４号　シェルブール江成103
債務者　増田　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０号
相模原市中央区陽光台３丁目４番４号　シェルブール江成103
債務者　増田美奈子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目33番９―803号　日神パレステージ相模が丘
債務者　齊藤　唯史
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１４６号
大阪府高石市綾園２丁目２番１―304号、前住所大阪府高石市取石４丁目３番19号
債務者　河田　栄一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１７号
大阪府富田林市錦織中１丁目14番８号
債務者　三谷　市郎
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２６号
大阪府松原市上田１丁目２番21―802号、前住所大阪府松原市松ケ丘４丁目11番18―708号
債務者　白井　芳浩
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係